

遺言

方式に従わないと無効

遺言（いごん・ゆいごん）とは自分が死んだ後の財産や身分関係について生きている間に書き残しておくものです。

遺言は遺言者の死亡のときから効力を生ずるのですが、「死人に口なし」のことわざのとおり、遺言者の死後に本人の真意かどうかを確かめることは難しいので、遺言者に慎重に意思表示をさせ、また、偽造や変造を防ぐために、遺言の方式を厳格に定め、方式に従わない遺言は無効としています（民法960条）。

民法の定める方式は、普通方式3種類（自筆証書遺言・公正証書遺言・秘密証書遺言）と特定の場合のみ簡便な要件で認められる特別方式4種類（危急時臨終遺言・難船臨終遺言・伝染病隔離者遺言・在船者遺言）とがあります。

① 自筆証書遺言は、遺言者が内容全文、日付、氏名を自書し、押印する方式です（同968条）。

書面に記載することを要件にしていますから、録音や録画の方法では遺言とは認められません。また、代筆による記載、ワープロやタイプライターによる記載は無効です。

ひとりで簡単に作成できるうえ遺言書を書いたこと

を誰にも知られずにすみませんが、遺言書の紛失、偽造、変造のおそれがあり、遺言者の死後に家庭裁判所の検認を受けなければなりません。

② 公正証書遺言は、二人以上の証人の立会いを得て遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人がこれを筆記して遺言者と証人に読み聞かせ、公正証書として作成する方式です。（同 9 6 9 条）。

公証人が筆記し、原本を保管するので、方式の不備による無効や紛失、偽造、変造の心配はありませんが、費用と手間がかかり、遺言の内容が立ち会った証人に知られることとなります。

③ 秘密証書遺言は、遺言者が遺言書に署名押印し、その遺言書を封じて遺言書に用いた印で封印し、公証人及び証人二人以上の前に封書を提出し自分の遺言書である旨を申述し、公証人が封書に提出の日付および遺言者の申述を記載し、最後に遺言者、証人、公証人が封書に署名押印する方式です（同 9 7 0 条）。

遺言の内容を秘密にしながら自筆証書よりも安全な方法といえますが、手続が複雑なうえ家庭裁判所の検認を要します。

遺言をしようとする場合は、以上の各方式の長短を考慮して、選択するのがよいでしょう。